

年金生活者支援給付金

給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092
 水戸南年金事務所お客様相談室 ☎029-227-3253
 国保年金課 ☎0299-90-1145

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されます。
 受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が行ないます。

対象者

老齢基礎年金を受給しており、次の要件をすべて満たす65歳以上の方

- 世帯員全員が市町村民税が非課税
- 非課税収入を除く年金収入額とそのほかの所得額の合計が約88万円以下
 ※障害年金、遺族年金などの非課税収入は含まれません

障害基礎年金や遺族基礎年金を受給しており、次の要件を満たす方

- 非課税収入を除く前年の所得額が約472万円以下
 ※所得額の上限は扶養親族の人数に応じて増額

請求手続き

年金を受給中で、新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

日本年金機構から9月ごろ、対象者へお知らせを送付します。
 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。
 ※支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です
 ※2023年1月4日までに手続きを完了すると、2022年10月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます

年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて、水戸南年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。



後期高齢者医療保険

茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213
 国保年金課 ☎0299-90-1143

新しい「被保険者証」を発送します

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」(紫色)の有効期限は、9月30日です。9月中旬から茶色い封筒で新しい被保険者証を郵送します。届きましたら、記載内容をご確認ください。
 10月1日からは、新しい被保険者証(セピア色)を医療機関窓口へ提示してください。

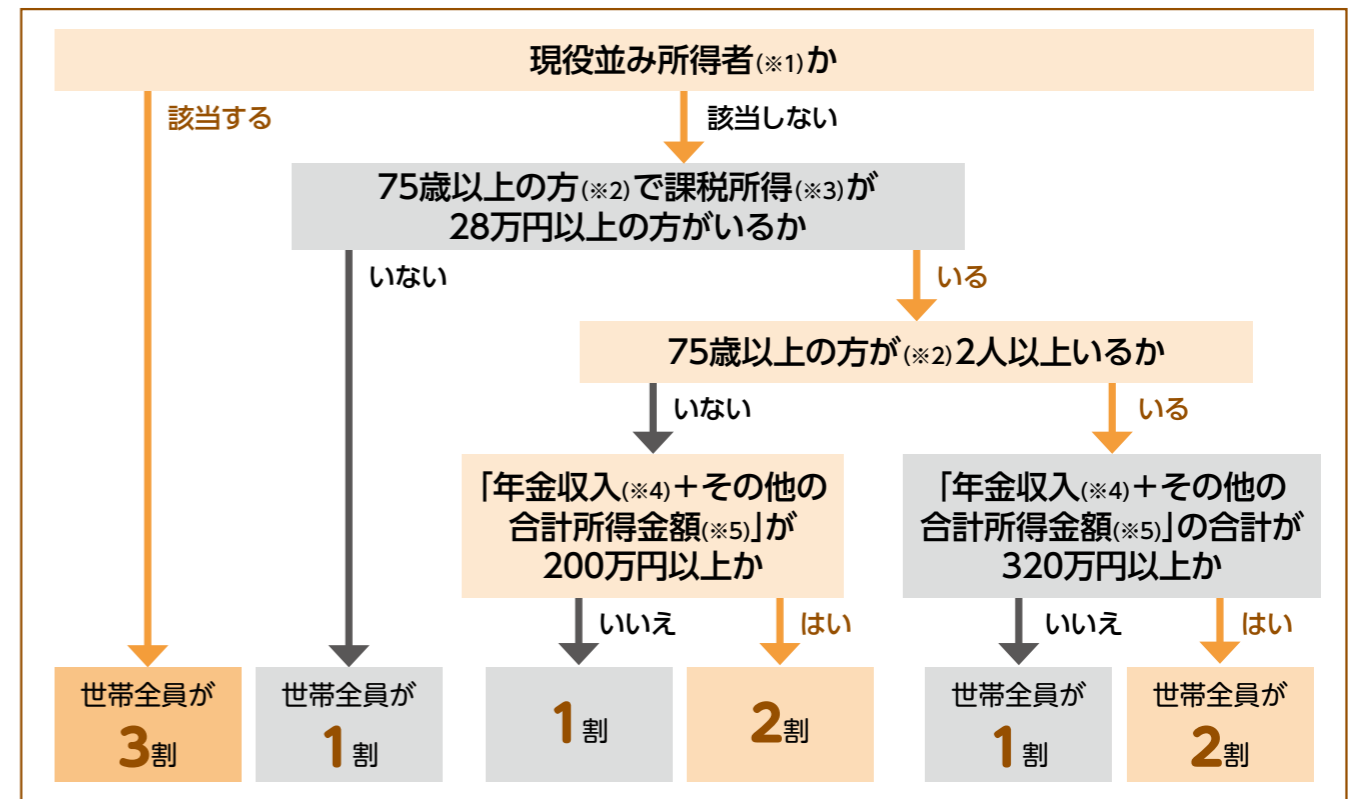


医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者で一定以上の所得がある方は、現役並み所得者(※1)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。(負担割合は被保険者証に記載)

〈負担割合の判定方法〉

窓口負担割合は下の表をもとに、世帯単位で判定します。住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方
- ※2 65～74歳で一定の障害の状態があると広域連合から認定を受けた方を含む
- ※3 住民税納税通知書の「課税標準」の額
- ※4 遺族年金や障害年金は含まない
- ※5 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた金額

〈窓口負担割合が2割となる方へ〉

- 2022年10月1日から2025年9月30日までの間は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増額を3,000円までに抑えます(入院医療費は除く)
- 払い戻しのために口座登録の必要がある場合は、9月下旬ごろに、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します
- ※すでに高額療養費の払い戻しについて口座登録されている方へは申請書は郵送されません

◎制度改正の見直しなどに関するお問い合わせは

厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719【月～土曜日の午前9時～午後6時、祝日・年末年始を除く】